

「産学連携活動における学生の研究成果の取り扱いに関する法律的側面からの検討」

稲岡 美恵子（京都工芸繊維大学 創造連携センター）

1. はじめに

地域や産業界と大学が連携して、新たな産業を創出する創造性豊かな人材育成が図られている。中でも共同研究等は、教育と研究が一体化した重要な高度理系人材育成である。

共同研究等への学生の参画は、「大学や大学院における教育の質の向上は、産業界にとって直接の恩恵をもたらし、また、大学教育よりも採用後の社内教育を重視する人材育成の自前主義には限界が存在することから、今後はこれまで以上に、産学が協力関係を築いて人材の育成に取り組むことが必要である。…産業界との共同研究等に大学院生やポストドクターが指導教員の適切な指導・監督のもと一定の責任を伴って参画する機会の拡充等を進める。」と推奨されている。^{注1}

今後、大学と企業との共同研究等が増加するにつれ、その研究成果から生じた発明に、学生が実質的に関与する事例が増大することが予想される。国立大学が法人化されたのを契機に、大学における教職員の発明等の知的財産に対する取り扱いや考え方については整備されてきた。しかしながら、学生の発明等の研究成果の取り扱いについては、十分な検討や対策がなされておらず、問題を内在化したままているのが現状である。

2. 法律的側面の問題点

(1) 憲法

大学は教育機関であり、学生は教育を受けるために大学に入学するのであるから、日本国憲法第26条の「教育を受ける権利」は最優先されなければならない。

(2) 知的財産権法（特許法）

特許法第35条に定める職務発明の規程は、発明者が法人の従業者等であることを要件としている。大学の学生は一般的には大学とは雇用関係にないため、学生がなした発明は、特許法第35条に基づく職務発明としての扱いは適用できない。

したがって、学生が行った発明は学生に帰属し、大学が、学生の発明に係る権利を承継するためには、学生と個別に契約締結が必要となる。

(3) 消費者契約法

消費者契約とは、消費者と事業者の間で締結される契約である（消費者契約法第2条3項）。

学生と大学との間の在学契約は、学生は、同法にいう事業者として又は事業者のために契約の当事者となる場合以外の個人であるから、同法にいう消費者であり（第2条1項）、大学は法人であるから事業者当たる（第2条2項）。そうすると、学生と大学との間の在学契約は、消費者契約である。これは、平成18年の授業料返還請求訴訟 最高裁判決^{注2}において、合格者と大学との間の契約にも消費者契約法が適用されると判示されたことから明らかである。

消費者契約法第10条には、民法、商法その他の法律による場合に比して、消費者の権利を制限し、または義務を加重するような条項で、消費者の利益を一方向的に害するものは無効とするとの規定をおいている。

(4) 民法

契約の有効性 公序良俗（民法第90条）に反しないか。

学生の研究成果の取り扱いを、大学が制定した規則、または、
契約締結により取り決める際の法律的な問題



法の交錯領域

<判例>

◇ 昭和女子大事件 最判昭和49年7月19日

大学は国、公、私立を問わず、教育と研究のための公共施設であり、特に私立大学は、その独自性により社会通念に照らして合理的とみられる範囲で、学生の政治活動に対してかなり広範囲な規律を及ぼしても、直ちに社会通念上、不合理な制限であるということとはできない。

『大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。特に私立学校においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによって社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風と教育方針のもとで教育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるのであるから、右の伝統ないし校風と教育方針を学則等において具体化し、これを実践することが当然認められるべきであり、学生としてもまた、当該大学において教育を受けるかぎり、かかる規律に服することを義務づけられるものといわなければならない。もとより、学校当局の有する右の包括的権能は無制限なものではありえず、在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ認められるものであるが、具体的に学生のいかなる行動についていかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるとするかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、各学校の伝統ないし校風や教育方針によってもおのずから異なることを認めざるをえないのである。』

◇ 京都府立医大事件 最判昭和29年7月30日

『大学の学生に対する懲戒処分は、教育及び研究の施設としての大学の内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められる自律作用であって、懲戒権者たる学長が学生の行為に対して懲戒処分を発動するにあたり、その行為が懲戒に値するものであるかどうか、また、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかを決するについては、当該行為の軽重のほか、本人の性格及び平素の行状、右行為の他の学生に与える影響、懲戒処分の本人及び他の学生に及ぼす訓戒的効果、右行為を不問に付した場合の一般的影響等諸般の要素を考慮する必要がある、これらの点の判断は、学内の事情に通暁し直接教育の衝にあたるものの合理的な裁量に任すのでなければ、適切な結果を期しがたいことは明らかである。』

3. これからの検討事項

産学連携による共同研究等に学生が参画し、そこから生まれた研究成果の取り扱いについては、各大学がそのポリシーに従い一元的に管理・活用することが望ましい。

各大学の基本的な考え方、知的財産ポリシーや規程、その運用、さらに、学生が関与した発明等届け出件数の動向とその占める割合、その研究技術分野等について、大学のHPからの調査、アンケートやヒアリング調査によって大学の実態調査を行い、教育機関や公的研究機関としての大学の性質を踏まえた上で、知的財産法と消費者契約法の重畳領域の法律的側面から検討を試みる。

注1 第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日)

注2 最高裁 平成18年11月27日判決、および 最高裁 平成18年12月22日判決